

資 料 9
H 2 1 集 団 指 導
青森県高齢福祉保険課

青森県福祉・介護人材確保対策事業について

健康福祉政策課包括ケア推進グループ

本事業にかかる情報は、県のホームページ「保健・医療・福祉」の「保健・医療・福祉包括ケア」に情報を随時掲載していますので、ご確認ください。

アドレス：<http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/care/hukushijinzei.html>

青森県福祉・介護人材確保対策事業実施要綱

(趣旨)

第1 県は、高齢化の進行、世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等により福祉・介護ニーズが拡大している中、質の高い人材の安定的確保が重要となっていることから、福祉・介護分野への人材の定着と参入を促進するための取組を総合的に支援し、福祉・介護人材の緊急的確保を図ることを目的として、青森県障害者自立支援対策臨時特例基金による福祉・介護人材確保対策事業を実施することとし、その実施については、この要綱の定めるところによる。

(実施主体)

第2 この事業の実施主体は、次のとおりとする。

- 1 第3の1及び6については、介護福祉士養成施設（以下「養成施設」という。）とする。
- 2 第3の2については、養成施設その他知事が認める者とする。
- 3 第3の3の(2)のイについては、養成施設又は福祉・介護サービスに係る施設若しくは事業所（以下「施設等」という。）とする。
- 4 第3の3の(2)のア並びに第3の4及び5については、青森県福祉人材センターに委託して実施する。

(事業内容)

第3 この事業は、次の事業を実施する。

1 進路選択学生等支援事業

(1) 趣旨

養成施設に専門員を配置し、専門員が中学校、高校等を訪問して福祉・介護の仕事の魅力を伝達するとともに、将来的な福祉・介護の仕事の選択を促すよう相談・助言、指導等を行うこと等により、福祉・介護の仕事を目指す学生等を支援する。

(2) 実施内容

ア 専門員の配置

養成施設は、相談・助言、指導等を行う専門員を配置する。

イ 相談・助言、指導等支援事業

専門員は、次に掲げる事業を実施する。

(ア) 中学校、高校等を訪問し、福祉・介護の仕事やその魅力を紹介する事業

(イ) 中学生、高校生、家族及び教員の相談に応じ、助言・指導等を行う事業

(ウ) 地域住民の福祉・介護に関する理解と認識を深めるための意識啓発に係る地域イベント、説明会等を開催する事業

(3) その他

県内に設置される養成施設のうち、定員に対する入学者の充足率（各年4月1日現在）が60パーセント未満のものを対象とする。なお、入学者には、離職者訓練等公共職業訓練の受講者は含めない。

2 潜在的有資格者等養成支援事業

(1) 趣旨

資格を有しながら福祉・介護サービスに就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就業を支援するための研修等を通じ、福祉・介護分野への新たな人材の参入・参画を促進する。

(2) 実施内容

ア 潜在的有資格者再就業支援研修

潜在的有資格者の再就業を支援するための研修を実施する。

イ 高齢者等参画支援研修

団塊の世代や主婦層等がその知識・能力を活かして福祉・介護分野への参画を進めるための研修を実施する。

ウ 福祉・介護サービスチャレンジ教室

福祉・介護サービスの意義や重要性を地域住民に理解してもらうための研修を実施する。

エ 障害者就労支援研修

福祉・介護分野への就労を希望する障害者を支援するための研修を実施する。

オ キャリアアップ支援研修

職員の職場外研修を行うことが困難な事業所に就業する者のキャリアアップを支援するための研修を実施する。

カ その他人材確保に資する研修として知事が認める研修

(3) その他

「潜在的有資格者再就業支援研修」、「高齢者等参画支援研修」及び「障害者就労支援研修」を実施する場合は、事業実施年度の年度末まで、受講修了者の就労動向の把握を行う。

3 複数事業所連携事業

(1) 趣旨

在宅サービス事業所、小規模事業所等が、ネットワークを形成し、共同による求人活動、合同研修によるキャリア開発等を行い、事業所間連携による新たな経営モデルを通じ、人材の確保・育成を図る。

(2) 実施内容

ア コーディネーターの設置

施設等への働きかけ、施設等間のマッチング、効果的な実施のためのアドバイス等を行うコーディネーターを配置し、円滑な事業所間連携が図られるよう支援する。

イ 共同事業の実施

5つ以上の施設等又は養成施設が連携し、ユニットにより次の事業のいずれかを共同で実施する。

- (ア) 介護従事者等の職員確保のため、求人活動、求人説明会等を行う事業
- (イ) 学生募集のため、学校説明会、進路選択説明会等を行う事業
- (ウ) 人材育成のため、合同研修、人事交流等を行う事業
- (エ) その他福祉・介護人材の確保のため、知事が認める事業

(3) 対象施設等

ア 次の要件のいずれかを満たす施設等が主として参加するユニットであって、知事が認めるものとする。

- (ア) 利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設又は在宅サービスで20人以下の事業所
- (イ) 運営している施設等の種類・数が単一である法人の施設等。ただし、訪問介護事業所、デイサービスセンター等の事業所（定員20人以下）が併設されている施設は、対象とする。

イ 「進路選択学生等支援事業」を実施していない養成施設。ただし、当該事業を実施している養成施設であっても、合同研修等当該事業と内容が重複しない事業は、対象とする。

4 職場体験事業

(1) 趣旨

福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容等を直接知ることができる環境をつくり、人材の参入を促進する。

(2) 実施内容

ア 職場体験を提供する施設等に対する周知等

職場体験を提供する施設等に対して職場体験事業を周知し、受入施設等から報告を求め、円滑な就労を支援する。

イ 職場体験

(ア) 対象者

福祉・介護の仕事に関心を有する中学生以上の者とする。

(イ) 受入施設等

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者自立支援法等に基づく施設等

(ウ) 留意事項

職場体験の期間は、1人当たり10日以内とする。

職場体験の参加者の資格は、不問とする。また、給与は、無給とする。

職場体験の参加は、1人1回限りとする。

5 福祉・介護人材マッチング支援事業

(1) 趣旨

青森県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。

(2) 実施内容

ア キャリア支援専門員の設置

青森県福祉人材センターに次の役割を担うキャリア支援専門員を設置する。

(ア) 求職者のニーズに合わせた職場開拓

個々の求職者のニーズに合った施設等を紹介できるよう、多様な職場の開拓を行うとともに求人情報を分かりやすく整理する。

(イ) 個々の求職者にふさわしい職場紹介

ハローワーク等へ出向くとともに、就職説明会等を開催することにより求職者の相談に応じ、個々の求職者に合ったふさわしい職場紹介を行う。

(ウ) 就労・定着できる職場づくり

施設等に対し、求職者のニーズに合った職場づくりができるよう、サービス管理、人材育成システム、労働環境、経営管理等について指導・助言を行う。

また、現任職員に対しては、キャリア相談に応じる等のキャリアアップ支援を行う。

イ アドバイザーの派遣

公認会計士、中小企業診断士等をアドバイザーとして委嘱し、施設等の要望等に応じて、会計、経営管理等の専門的な指導・助言を行う。

ウ 潜在的有資格者等に関するデータの整備・活用

潜在的有資格者等に関するデータを整備し、掘り起こしのための働きかけに活用する。

6 キャリア形成訪問指導事業

(1) 趣旨

養成施設の教員が、施設等を巡回・訪問して介護技術等に関する研修を行うことにより、施設等の職員のキャリアアップや資質向上及び定着を支援する。

(2) 事業内容

ア 研修会プログラムの作成等

個々の施設等の要望や実情に合わせた研修プログラムを作成し、当該研修のための講師を派遣する。

イ 能力評価方法の提供

施設等の職員のキャリアアップや資質向上に資する能力評価方法を提供する。

(3) その他

ア 研修は、原則として施設等で行うこととする。ただし、研修の目的・内容等に応じ、当該施設等以外（養成施設等）で実施することができる。

また、研修は、複数の事業所を対象に実施することができる。

イ 事業内容が「潜在的有資格者等養成支援事業」等と重複しないよう留意する。

ウ インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入施設において、当該外国人介護福祉士候補者の介護技術、コミュニケーション能力等の向上のために行う研修も、この事業の対象とする。

(費用の支弁)

第4 この事業に要する経費は、別に定めるところにより支弁する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月13日から施行する。

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

障害者自立支援対策臨時特例交付金における国単価

	事業名	単価
1	進路選択学生等支援事業	1 養成施設あたり定員充足率（各年4月1日現在）が <ul style="list-style-type: none"> ・ 20%未満の場合 5,000 千円以内 ・ 20%以上 40%未満の場合 4,300 千円以内 ・ 40%以上 60%未満の場合 3,400 千円以内
2	潜在的有資格者等養成支援事業	（研修1回あたりの単価） <ul style="list-style-type: none"> 潜在的有資格者再就業支援研修 780 千円以内 高齢者等参画支援研修 312 千円以内 福祉・介護サービスチャレンジ教室 156 千円以内 障害者就労支援研修 468 千円以内 キャリアアップ支援研修 468 千円以内 その他人材確保に資する研修として知事が認めた研修 156 千円以内 <p>なお、養成施設等以外に地域の会場を借り上げて実施することが可能であり、この場合、1日あたり185千円以内を加算する。</p>
3	複数事業所連携事業	・ コーディネーター設置・活動費 1 都道府県あたり 2,357 千円以内 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1ユニット（5事業所以上）あたり 694 千円以内 <p>なお、10事業所以上で1ユニットを形成する場合は、2ユニット分の補助単価（1,388千円以内）まで適用可とする。</p>
4	職場体験事業	・ 事前説明会や事業者報告会 1 都道府県あたり 444 千円以内 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の受入 1人1日あたり 5,920 円以内
5	福祉・介護人材マッチング支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリア支援専門員1人あたり 5,000 千円以内 ・ 活動経費は都道府県が必要と認める額
6	キャリア形成訪問指導事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 養成施設（課程）等あたり 3,500 千円以内 ・ コーディネート経費は都道府県が必要と認める額

県の交付要綱は7月下旬にホームページに掲載予定です。

本事業にかかる協議は8月からを予定しています。